

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第48号 発行日：2019（令和元）年11月14日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

第29回 熊本地裁口頭弁論

令和元年10月18日、熊本地裁で第29回口頭弁論期日が開かれました。

これまで、原告らは、訴訟の早期から、水俣病特措法に基づいて一時金等を受領した被害の分布の詳細を明らかにするよう、被告国・熊本県に求め続けていました。被告国・熊本県は、今年5月によりやく回答をしました。その結果を受けて、今回の期日では、原告らの立場から行った分析を記載した主張書面を提出しました。

熊本弁護団の川邊みぎわ弁護士は、水俣病特措法の一時的金等対象者は、被告国・熊本県も水俣病の症状を認めた者であり、その一時金等対象者が多数かつ広範囲に存在する事実は、「対象地域」以外の地域にも多くの被害者が取り残されていることを如実に物語るものであるということ、法廷で説得的に意見陳述しました。

水俣病被害者慰霊式

10月19日、雨天を心配された空も晴れた午後、水俣湾埋立地の水俣病犠牲者慰霊碑の前で800人余が出席し、慰霊式が行われました。例年公式確認の日とされる5月1日に行われていますが、今年は改元と重なったため、延期されていたものです。

慰霊式では、上野エイ子さんが、遺族を代表して祈りのことばを述べました。上野さんは、2歳半で亡くなった長女に「死んでしまった良子、お前は今でも寝たままなの」と呼びかけました。この間に父や夫を水俣病で亡くしていた上野さんにとって、耐え難い時期を思い返すものだったと思います。会場のあちこちですり泣きがもれました。

慰霊式終了後、1時間にわたって患者団体と小泉進次郎環境大臣の懇談が持たれました。

水俣病不知火患者会の岩崎明男副会長は、全面解決にむけ、政治が主導権を發揮すべきとし、また、大臣自身が時間をとって、現地に来て視察し、被害者の声をじっくりと聞いてほしいと要請しました。ノーモア・ミナマタ第2次訴訟原告団の森正直団長は、1700名が3つの裁判所で裁判をしていることを紹介しました。この裁判の中で、国・熊本県が提出した資料で、熊本県・鹿児島県の認定審査会が水俣病の症状を認める者が、公健法上の「対象地域」外に多数存在することが明らかになったことも紹介しました。国や熊本県の資料そのもので公健法上の線引きの誤りが示されたものだ、と指摘し、健康調査を速やかに行うよう求めました。

これに対し小泉環境大臣は、環境省は水俣病をきっかけに設置されたことを強調するものの、要請については持ち帰って精査すると述べただけでした。肝心の要請に対して新環境大臣の見解を聞ける場だと考えて出席した被害者らは、小泉環境大臣の、内容はないと評価せざるを得ない言葉に落胆しました。



【写真】
祈りの言葉を述べる上野エイ子さん



【写真】祈りの言葉を述べる小泉進次郎
環境大臣

医師団・藤野紘医師 若月賞受賞！

永年、水俣病被害者に寄り添い、掘り起こし検診など患者救済の先頭に立って医療活動を続けてきた藤野紘（ふじの ただし）医師が若月賞を受賞しました。10月20日に熊本市のホテルで受賞を祝う会が行われ藤野医師にゆかりの深い88人が参加しました。

祝う会では、若月賞選考委員の一人でもある宮本憲一氏が「現場で最も検診・診療をした医師で、差別・偏見が激しかった水俣の地に診療所を創設し被害者救援活動の拠点をつくった、政府が怠っている疫学調査をして汚染地域を明らかにした、日常的に診療して被害者と向き合いながら69回もの政府見解とは異なる学会報告をして学会の発展に寄与した」と受賞理由を紹介しました。



～若月賞とは～

1992年に大谷藤郎氏（元厚生省医務局長）の提案により、若月俊一佐久総合病院名誉総長の長年にわたる地域医療に取り組んだ業績を記念し全国の保健医療分野で「草の根」的に活動している方を顕彰するために制定された。毎年、農村医学夏季大学講座の席上で表彰式が行われる。今回は28回目となる。

近畿訴訟 第18回口頭弁論

9月6日、ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟の18回口頭弁論期日が大阪地方裁判所で開かれました。

弁論に先立って弁護士会館で行われた事前説明会で井奥圭介弁護士事務所長は、旧・長島町の曝露、阿久根の曝露に関する書面、被告国・熊本県の求釈明に対する回答書などを提出したこと、原告24名の陳述書を提出したことを報告しました。

その後、法廷では、片山直哉弁護士がプロジェクターを使って阿久根の曝露に関する書面について要点を陳述しました。



[写真]近畿訴訟事前説明会で説明を行う井奥弁護士

【今後の予定】	11月 8日	近畿訴訟第19回弁論	1月29日	熊本訴訟医師尋問（病像）
	12月24日	熊本訴訟第30回弁論	2月21日	近畿訴訟第20回弁論

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

（連絡先） ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒860-0078 熊本市中央区京町2丁目9-35

京寿ビル2階 熊本共同法律事務所内（担当 永野）

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>



ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索